



保 発 0502 第 2 号
平成23年 5 月 2 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における
医療保険関係の特例措置について

東日本大震災（以下「大震災」という。）は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害となっている。

医療保険制度においては、被災者の生活や健康を守ることを最優先の課題として、大震災発生直後から各般の措置を講じてきたところであるが、さらに必要な法的措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号。以下「政令」という。）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。）において、健康保険法等の特例措置を設けることとしたところである。

今般の医療保険関係の特例措置の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その実施に遺漏なきよう期されたい。

記

第1 特例措置の趣旨

1 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例

入院時食事療養費及び入院時生活療養費においては、入院患者と在宅等で療養をしている患者との間の負担の公平化等を図るため、入院患者に対して標準負担額の負担を求めているところである。しかしながら、今般の大震災の被害の甚大さに鑑み、被災された被保険者等の救済の必要性が高いことや、避難所において不自由な日常生活を強いられ、心身の疲労の中で疾病にかかりやすくなっている被災者に対する十分な医療の確保が緊急の課題となっていること等から、特例的かつ臨時的な対応として、標準負担額の負担を免除することとす

るものである。

2 標準報酬月額の特例及び保険料免除の特例

被用者を対象とする社会保険制度は、事業主からその雇用する被保険者に対して正常な賃金の支払いがなされることを前提に組み立てられているが、今回の大震災においては、その被害の甚大さ、規模の大きさから、賃金の支払いが不安定化するなど、雇用への深刻な影響が懸念されている。

こうした中で、大幅な賃金の変動があっても標準報酬月額の特例の改定の時期が遅れるといった問題や、休業により賃金が支払われない場合にも標準報酬月額の下限に相当する保険料を負担しなければならないといった問題に対処するため、被用者保険制度における標準報酬月額の特例及び保険料の免除の特例措置を講じるものである。

第2 特例措置の具体的内容

I 健康保険関係

1 一部負担金の支払いの免除に関する事項

(1) 一部負担金の支払いの免除の要件について

健康保険の保険者（以下「健保保険者」という。）は、次のいずれかの要件に該当する被保険者又は被扶養者（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）第98条（同法第110条第7項及び第111条第3項において準用する場合を含む。）の規定による継続療養の受給者を含む。）（以下「免除対象健保被保険者等」という。）については、「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成18年9月14日付け保保発第0914001号等）にかかわらず、健康保険法第75条の2第1項第2号又は第110条の2第1項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

- ① 平成23年3月11日に法第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。）であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- ④ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域

及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

⑥ その他上記の①から⑤までに準ずる者として健保保険者が認めたもの

(2) 免除措置の期間について

(1)の免除措置は、(1)の①から③までについては平成23年3月11日から、(1)の④及び⑤については指示があった日から、それぞれ平成24年2月29日までの間に免除対象健保被保険者等が受けた療養について適用するものとする。ただし、(1)の③に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について、(1)の④又は⑤に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた療養について、適用するものとする。

(3) 免除証明書について

- i 免除対象健保被保険者等は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける際に、健康保険一部負担金等免除証明書（以下 I において「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。以下 I において同じ。）。
- ii 免除対象健保被保険者等は、別途通知するところにより、あらかじめ健保保険者に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。
- iii i にかかわらず、健保保険者による免除証明書の発行準備のため、平成23年6月末までは一部負担金の支払猶予を継続することとし、この間に健保保険者は免除証明書を速やかに発行するよう努めること。なお、平成23年7月1日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定であるので、免除対象健保被保険者等は被保険者証に免除証明書を添えて受診すること。
- iv 支払猶予期間中、保険医療機関等の窓口において一部負担金の支払猶予を受けて受診した免除対象健保被保険者等の費用の支払いについては、免除証明書を提示して受診したものと同様の取扱いとすること。

(4) 一部負担金の還付について

次に掲げる者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとする際に、健康保険法第74条第1項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金については、健保保険者に申請を行うことにより、健保保険者から還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

① 平成23年6月末までの支払猶予期間に(1)の①から⑥までのいずれかの要件に該当していたが、一部負担金の支払いを行った者

② 支払猶予期間の終了後であって、健保保険者の理由によって免除証明書の交付を受けていない免除対象健保被保険者等その他の免除証明書を保険医療機関等に提出しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象健

保被保険者等

(5) 保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費等の一部負担金相当額について

i 健康保険法第86条第2項第1号及び第110条の2第1項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

また、法第53条の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

ii 健康保険法第88条第4項及び第111条第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)の規定により、免除対象健保被保険者等に対して支給される訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する事項

(1) 標準負担額の免除について

健保被保険者は、免除対象健保被保険者等に対して入院時食事療養費又は入院時生活療養費を支給するに当たっては、法第50条又は第51条(これらの規定を法第55条により準用する場合を含む。)の規定により、標準負担額を免除するものとし、当該入院時食事療養費に関する食事療養又は当該入院時生活療養費に関する生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額)を特例として支給するものとする。

また、法第52条から第54条まで(これらの規定を法第55条において準用する場合を含む。)及び第56条の規定により、入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費の額についても同様の特例措置を行うものであること。

(2) 特例措置の期間について

(1)の特例措置は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(以下「特例対象期間」という。)に免除対象健保被保険者等が受けた療養について適用するものとする。

(3) 免除証明書の取扱いについて

入院時食事療養費等の額の特例に関する免除証明書の取扱いについては、1の(3)に準ずるものとする。

(4) 標準負担額の還付について

入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する標準負担額の還付については、1の(4)に準ずるものとする。

3 公費負担医療との調整に関する事項

免除対象健保被保険者等については、患者負担として一部負担金等が発生しないため、保険優先の公費負担医療の適用は行われたいものであること。ただし、法第50条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降については、免除対象とならない標準負担額が、保険優先の公費負担医療の適用を受けるものとする。

また、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金の一部の支払いについては、一部負担金の免除の有無にかかわらず、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号等別紙）に基づき取り扱うこと。

4 標準報酬月額の変定の特例に関する事項

(1) 標準報酬月額の変定の特例について

- i 法第49条第1項の規定により、厚生労働大臣又は健康保険組合（以下「健保被保険者等」という。）は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業が大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除く。）の同年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。
- ii 法第49条第2項の規定により、健保被保険者等は、iにより標準報酬月額の変定が行われた被保険者の当該変定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、標準報酬の基礎となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

(2) 標準報酬月額の変定の特例の要件について

- i (1)のiにおいて、適用事業所の事業が大震災による被害を受けたこととは、以下に掲げる場合が該当するものであること。
 - ① 大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む）するなど直接的な被害が生じている場合。
 - ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。
 - ③ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の屋内退避指示の対象地域に同日において現に事業所が所在していた場合についても、別に定める日までは特例の対象となること。

- ④ 原子力災害対策特別措置法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。

- ⑤ その他上記①から④までに準じた理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。
 - ii (1)において、報酬の額が著しく低下又は上昇した場合とは、事業所が休業していること等により、賃金が支払われないか、又は、低下若しくは上昇した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下若しくは上昇する前の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差を生じた場合（従前の等級が第2級の場合には、報酬月額が5万3千円未満になった場合）をいうものとする。また、この場合、固定的賃金の変動があったものとして取り扱って差し支えないものとする。
- (3) 標準報酬月額の改定に関する届出等について
- i (1)のi又はiiにより標準報酬月額が改定されるべき被保険者を使用する事業主は、省令第1条の規定により、健保保険者等に対して届出を行うものとする。
 - ii (1)のi又はiiにより改定された標準報酬月額は、平成23年8月までの標準報酬月額とし、平成23年9月からは、定時決定により決定された標準報酬月額を用いること。ただし、平成23年7月から12月までの間に、(1)のi又はiiの特例により改定された標準報酬月額については、平成24年1月以降通常の随時改定がなされない限り、平成24年8月までの標準報酬月額とすること。
- (4) 傷病手当金及び出産手当金の算定について
- i 法第49条第4項の規定により、平成23年3月11日において現に傷病手当金の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について、平成24年2月29日までの分として支給する傷病手当金の額の算定の基礎となる標準報酬月額については、(1)のiによる改定前の標準報酬月額とすること。ただし、(1)のiiによる改定が行われた場合には、(1)のiによる改定前の標準報酬月額と、(1)のiiによる改定後の標準報酬月額のいずれか高い方の標準報酬月額とすること。
 - ii 法第49条第5項の規定により、平成23年3月11日において現に出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者に対して支給する出産手当金についても、iと同様に取り扱うものとする。

5 保険料の免除の特例に関する事項

(1) 保険料の免除の特例

法第57条の規定により、健保保険者等は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業主から申請があった場合において、当該適用事業所の事業が大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を免除することができるものとする。

(2) 保険料の免除の特例の要件について

- i (1)における事業所の事業が大震災による被害を受けたことの範囲については、4の(2) iによるものとする。
 - ii (1)における報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の従業員について、賃金が支払われていないか、又は、標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないという事態が生じている場合がこれに該当するものであること。
- (3) 免除期間について
免除期間は、最長1年間(平成24年2月納付分の保険料まで)とすること。
- (4) 保険料の免除の申請等について
保険料の免除を受けようとする事業主は、省令第2条の規定により、健保保険者に申請を行うこと。また、保険料の免除を受けた事業主は、平成24年2月までの間において、当該事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、省令第3条の規定により、その旨を健保保険者に届け出なければならないものとする。
- (5) 賞与について
(1)及び(2)により報酬に関する保険料が免除されている場合は、賞与についても概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか、又は、賞与の額が6万3千円未満の場合には、賞与に関する保険料についても、免除の対象となること。
- (6) 調整保険料等について
健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料及び介護保険の第二号保険料については、(1)と同様に免除の対象となること。

6 日本年金機構への委任

法第104条の規定により、上記4及び5について、厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

7 地方厚生局長等への委任

次の(1)及び(2)の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長へ委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこと。

- (1) 6において機構に委任した厚生労働大臣の権限に係る事務について、機構から厚生労働大臣が自らその業務を行うよう求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により当該事務の全部又は一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるときにおいて、厚生労働大臣が当該事務の全部又は一部を行うこととした場合における当該権限
- (2) (1)により、厚生労働大臣が上記事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている当該事務の全部又は一部を行わないこととした場合における、その旨の公示

また、(1)及び(2)の権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを

妨げないこと。

II 船員保険関係

- 1 一部負担金の支払いの免除に関する事項
健康保険関係の1と同様であること。
- 2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する事項
健康保険関係の2と同様であること。
- 3 公費負担医療との調整に関する事項
健康保険関係の3と同様であること。
- 4 標準報酬月額の変定の特例に関する事項
 - (1) 標準報酬月額の変定の特例について
健康保険関係の4の(1)と同様であること。
 - (2) 標準報酬月額の変定の特例の要件について
健康保険関係の4の(2)と同様であること。
 - (3) 標準報酬月額の変定に関する届出等について
健康保険関係の4の(3) i と同様であること。
 - (4) 傷病手当金及び出産手当金の算定について
健康保険関係の4の(4)と同様であること。
 - (5) 休業手当金等の算定について
 - i 法第59条第5項の規定により、平成23年3月11日において現に休業手当金の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病若しくは負傷に係る休業手当金の支給を受ける者について、当該休業手当金の額の算定の基礎となる標準報酬日額については、法第59条第1項の規定による改定前の標準報酬月額（以下「改定前標準報酬月額」という。）の30分の1に相当する額とすること。ただし、同条第2項の規定による改定が行われた場合には、改定前標準報酬月額と、同項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い方の標準報酬月額の30分の1に相当する額とすること。
 - ii 法第59条第6項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷に係る障害年金の支給を受ける者について、当該障害年金の額の算定の基礎となる最終標準報酬日額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の30分の1に相当する額とすること。
 - iii 法第59条第7項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷に係る障害手当金の支給を受ける者について、当該障害手当金の額の算定の基礎となる最終標準報酬月額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬

月額とすること。

- iv 法第59条第8項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷に係る障害差額一時金の支給を受ける者について、当該障害差額一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬月額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額とすること。
- v 法第59条第9項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に疾病又は負傷を發した者がその後に死亡した場合に、その遺族に対して支給される障害年金差額一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬月額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額とすること。
- vi 法第59条第10項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち遺族年金の支給を受ける者について、当該遺族年金の額の算定の基礎となる最終標準報酬日額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の30分の1に相当する額とすること。
- vii 法第59条第11項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち遺族一時金の支給を受ける者について、当該遺族一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬月額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額とすること。
- viii 法第59条第12項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち遺族年金差額一時金の支給を受ける者について、当該遺族年金差額一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬月額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額とすること。
- ix 法第59条第13項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷に係る障害前払一時金の支給を受ける者について、当該障害前払一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬日額については、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の30分の1に相当する額とすること。
- x 法第59条第14項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち遺族前払一時金の支給を受ける者について、当該遺族前払一時金の額の算定の基礎となる最終標準報酬日額は、改定前標準報酬月額と最終標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の30分の1に相当する額とすること。
- xi 政令第4条第1項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る葬祭料付加金の支給を受ける者について、当該葬祭料付加金の額の算定の基礎となる標準報酬月額は、改定前標準報酬月額と資格喪失した当時の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額とすること。

xii 政令第4条第2項の規定により、大震災による被害を受けたことにより平成24年2月29日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものに係る家族葬祭料付加金についても、xiと同様に取り扱うものとする。

5 保険料の免除の特例に関する事項

健康保険関係の5（調整保険料に関する取扱いを除く。）と同様であること。

6 死亡に係る給付の特例に関する事項

(1) 死亡に係る給付の特例について

法第60条の規定により、平成23年3月11日に発生した東北地太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日から3か月間分からない場合又はその者の死亡が当該地震発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、船員保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定するものとする。

(2) 対象となる給付の範囲

死亡に係る給付の特例の対象範囲は、次に掲げるとおりであること。

i 船員保険法（昭和14年法律第73号）関係

- ① 葬祭料（船員保険法第72条）
- ② 家族葬祭料（船員保険法第80条）
- ③ 障害年金差額一時金（船員保険法第92条）
- ④ 遺族年金（船員保険法第97条）
- ⑤ 遺族一時金（船員保険法第101条）
- ⑥ 遺族年金差額一時金（船員保険法第102条）
- ⑦ 未支給の保険給付（船員保険法第38条）

ii 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条による改正前の船員保険法（以下「昭和60年改正前船員保険法」という。）関係

- ① 遺族年金（昭和60年改正前船員保険法第50条。同法第50条の4の規定により転給される場合に限る。）
- ② 未支給の保険給付（昭和60年改正前船員保険法第27条の2）

iii 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）第4条による改正前の船員保険法（以下「平成22年改正前船員保険法」という。）関係

- ① 遺族年金（平成22年改正前船員保険法第50条。同法第50条の4の規定により転給される場合に限る。）
- ② 未支給の保険給付（平成22年改正前船員保険法第27条の2）

7 日本年金機構への委任

法第104条の規定により、上記4及び5について、厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

8 地方厚生局長等への委任

次の(1)及び(2)の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長へ委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこと。

(1) 7において機構に委任した厚生労働大臣の権限に係る事務について、機構から厚生労働大臣が自らその業務を行うよう求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により当該事務の全部又は一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるときにおいて、厚生労働大臣が当該事務の全部又は一部を行うこととした場合における当該権限

(2) (1)により、厚生労働大臣が上記事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている当該事務の全部又は一部を行わないこととした場合における、その旨の公示

また、(1)及び(2)の権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

III 国民健康保険関係

1 一部負担金の支払いの免除に関する事項

(1) 一部負担金の支払いの免除の要件について

国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）は、次のいずれかの要件に該当する被保険者（以下「免除対象国保被保険者」という。）については、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号）にかかわらず、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

- ① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- ④ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したもの
- ⑤ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立

退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの

⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

⑧ その他上記の①から⑦までに準ずる者として国保保険者が認めたもの

(2) 免除措置の期間について

(1)の免除措置は、(1)の①から⑤までについては平成23年3月11日から、(1)の⑥及び⑦については指示があった日から、それぞれ平成24年2月29日までの間に免除対象国保被保険者が受けた療養について適用するものとする。ただし、(1)の③に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について、(1)の⑥又は⑦に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた療養について、適用するものとする。

(3) 免除証明書について

i 免除対象国保被保険者は、保険医療機関等について療養の給付を受ける際に、国民健康保険一部負担金等免除証明書（以下Ⅲにおいて「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。以下Ⅲにおいて同じ）。

ii 免除対象国保被保険者は、別途通知するところにより、あらかじめ国保保険者に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。

iii iにかかわらず、国保保険者による免除証明書の発行準備のため、平成23年6月末までは一部負担金の支払猶予を継続することとし、この間に国保保険者は免除証明書を速やかに発行するよう努めること。なお、平成23年7月1日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定であるので、免除対象国保被保険者は被保険者証に免除証明書を添えて受診すること。

iv 支払猶予期間中、保険医療機関等の窓口において一部負担金の支払猶予を受けて受診した免除対象国保被保険者の費用の支払いについては、免除証明書を提示して受診したものと同様の取扱いとすること。

v iからiiiまでにかかわらず、資格管理システムの滅失等の著しい行政機能の障害があることや、大部分の住民が避難指示等の対象となり行政事務が混乱していること等の理由により、平成23年6月末までに免除証明書を発行することが困難である旨の申出を行った市町村（法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体に限る。）の行う国民健康保険の免除対象国保被保険者については、7月1日以降も免除証明書の交付が完了するまでの間、一部負担金の支払猶予を継続するので、該当する国保保険者は、別途通知する様式により、平成23年5月16日までに、県を通じて厚生労働省保険局国民健康保険課に申し出ること。なお、申出を行った市町村については、後期高齢者医療

制度の一部負担金についても同様の取扱いとするため、申出を行う場合には、各担当間で十分調整されたいこと。

- vi vの申出を行った国保保険者のうち、市町村の全域が(1)の⑥又は⑦の指示の対象地域となっているものについては、被保険者が保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、当該被保険者証に記載された住所により、保険医療機関等が免除対象国保被保険者であることを判断できることから、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができること。

(4) 一部負担金の還付について

次に掲げる者が保険医療機関等について療養の給付等を受けようとする際に国民健康保険法第42条第1項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金については、国保保険者に申請を行うことにより、国保保険者から還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

① 平成23年6月末までの支払猶予期間に(1)の①から⑧までのいずれかの要件に該当していたが、一部負担金の支払いを行った者

② 支払猶予期間の終了後であって、国保保険者の理由によって免除証明書の交付を受けていない免除対象国保被保険者その他の免除証明書を保険医療機関等に提出しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象国保被保険者

(5) 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額について

国民健康保険法第53条第2項第1号（同法第54条の3第2項において準用する場合を含む。）及び第54条の2第4項の規定により、免除対象国保被保険者に対して支給される保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

また、法第70条の規定により、免除対象国保被保険者に対して支給される療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する事項

(1) 標準負担額の免除について

国保保険者は、免除対象国保被保険者に対して入院時食事療養費又は入院時生活療養費を支給するに当たっては、法第67条又は第68条の規定により、標準負担額を免除するものとし、当該入院時食事療養費に関する食事療養又は当該入院時生活療養費に関する生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）を特例として支給するものとする。

また、法第69条から第71条までの規定により、入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費の額についても同様

の特例措置を行うものであること。

(2) 特例措置の期間について

(1)の特例措置は、特例対象期間に免除対象国保被保険者が受けた療養について適用するものとする。

(3) 免除証明書の取扱いについて

入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する免除証明書の取扱いについては、1の(3)に準ずるものとする。

(4) 標準負担額の還付について

入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する標準負担額の還付については、1の(4)に準ずるものとする。

3 公費負担医療との調整に関する事項

健康保険関係の3と同様であること。

4 保険料（税）の免除に関する事項

国民健康保険の保険料（税）の減免についての取扱いは、「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和42年6月30日付け保発第24号）により示されているところであるが、大震災に伴う保険料（税）の免除の取扱いについては別途通知する予定であること。

IV 後期高齢者医療関係

1 一部負担金の支払いの免除に関する事項

(1) 一部負担金の支払いの免除の要件について

後期高齢者医療広域連合は、次のいずれかの要件に該当する被保険者（以下「免除対象後期高齢者医療被保険者」という。）については、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号）にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条第1項第2号の規定により、一部負担金を免除して差し支えないこと。

① 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの

② 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの

③ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの

④ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持

者が業務を廃止し、又は休止したもの

- ⑤ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑧ その他上記の①から⑦までに準ずる者として後期高齢者医療広域連合が認めたもの

(2) 免除措置の期間について

(1)の免除措置は、(1)の①から⑤までについては平成23年3月11日から、(1)の⑥及び⑦については指示があった日から、それぞれ平成24年2月29日までの間に免除対象後期高齢者医療被保険者が受けた療養について適用するものとする。ただし、(1)の③に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について、(1)の⑥又は⑦に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた療養について、適用するものとする。

(3) 免除証明書について

- i 免除対象後期高齢者医療被保険者は、保険医療機関等について療養の給付を受ける際に、後期高齢者医療一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。以下同じ。）。
- ii 免除対象後期高齢者医療被保険者は、あらかじめ市町村を通じて後期高齢者医療広域連合に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。
- iii iにかかわらず、後期高齢者医療広域連合による免除証明書の発行準備のため、平成23年6月末までは一部負担金の支払猶予を継続することとし、この間に後期高齢者医療広域連合は免除証明書を速やかに発行するよう努めること。なお、平成23年7月1日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定であるので、免除対象後期高齢者医療被保険者は被保険者証に免除証明書を添えて受診すること。
- iv 支払猶予期間中、保険医療機関等の窓口において一部負担金の支払猶予を受けて受診した免除対象後期高齢者医療被保険者の費用の支払については、免除証明書を提示して受診したものと同様の取扱いとするものであること。
- v iからiiiまでにかかわらず、Ⅲの1(3)vの申出を行った市町村の免除対象後期高齢者医療被保険者については、7月1日以降も免除証明書の交付が完

了するまでの間、一部負担金等の支払猶予を継続するものとする。

- vi Ⅲの1(3)vの申出を行った市町村のうち、市町村の全域が(1)の⑥又は⑦の指示の対象地域となっているものについては、被保険者が保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、当該被保険者証に記載された住所により、保険医療機関等が免除対象後期高齢者医療被保険者であることを判断できることから、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができること。

(4) 一部負担金の還付について

次に掲げる者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとする際に高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金については、市町村を通じて後期高齢者医療広域連合に申請を行うことにより、後期高齢者医療広域連合から還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

① 平成23年6月末までの支払猶予期間に(1)の①から⑧までのいずれかの要件に該当していたが、一部負担金の支払いを行った者

② 支払猶予期間の終了後であって、後期高齢者医療広域連合の理由によって免除証明書の交付を受けていない免除対象後期高齢者医療被保険者その他の免除証明書を保険医療機関等に提出しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象後期高齢者医療被保険者

(5) 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額について

高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号（同法第82条第2項において準用する場合を含む。）及び第78条第4項の規定により、免除対象後期高齢者医療被保険者に対して支給される保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

また、法第76条の規定により、免除対象後期高齢者医療被保険者に対して支給される療養費の一部負担金相当額についても、一部負担金に準じて取り扱うものとする。

2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する事項

(1) 標準負担額の免除について

後期高齢者医療広域連合は、免除対象後期高齢者医療被保険者に対して入院時食事療養費又は入院時生活療養費を支給するに当たっては、法第73条又は第74条の規定により、標準負担額を免除するものとし、当該入院時食事療養費に関する食事療養又は当該入院時生活療養費に関する生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）を特例として支給するものとする。

また、法第75条から第77条までの規定により、入院時の食事療養又は生活

療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費の額についても同様の特例措置を行うものであること。

(2) 特例措置の期間について

特例措置は、特例対象期間に免除対象後期高齢者医療被保険者が受けた療養について適用するものとする。

(3) 免除証明書の取扱いについて

入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する免除証明書の取扱いについては、1の(3)に準ずるものとする。

(4) 標準負担額の還付について

入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例に関する標準負担額の還付については、1の(4)に準ずるものとする。

3 公費負担医療との調整に関する事項

健康保険関係の3（指定公費に関する取扱いを除く。）と同様であること。

4 保険料の免除に関する事項

後期高齢者医療の保険料の減免についての取扱いは、「後期高齢者医療の特別調整交付金の算定基準について」（平成20年8月11日付け保発第0811001号）により示されているところであるが、大震災に伴う保険料の免除の取扱いについては別途通知する予定であること。

V 適用関係

今般の特例措置については、標準報酬月額改定の特例及び保険料の免除の特例は平成23年3月1日から、入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例は同年3月11日から適用するものとする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)
第三章 内閣府関係(第四条・第五条)
第四章 総務省関係(第六条―第二十四条)
第五章 財務省関係(第二十五条―第三十七条)
第六章 文部科学省関係(第三十八条―第四十三条)
第七章 厚生労働省関係(第四十四条―第五十五条)
第八章 農林水産省関係(第五十六条―第六十七条)
第九章 経済産業省関係(第六十八条―第七十四条)
第十章 国土交通省関係(第七十五条―第八十一条)
第十一章 環境省関係(第八十二条―第九十一条)
第十二章 防衛省関係(第九十二条―第九十九条)
第十三章 雑則(第一百条―第一百三十九条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章 特別の災害復旧事業についての補助

第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第十項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用に、当該都道府県が二分の一を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法第十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第八項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第十項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超え率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第十項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

（健康保険の標準報酬月額（改定の特例））

第四十九条 健康保険者等（全国健康保険協会（第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。）が管掌する健康保険に於ては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険に於ては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十七条において同じ。）は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していた適用事業所（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七条において同じ。）の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者（次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特別被保険者」という。）、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七條において同じ。）の額が、その月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者（次項において「改定健康被保険者」という。）であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金（健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）のいずれか高い標準報酬月額」とをいう。第百二条において同じ」とあるのは「をいう」とする。

5 改定健康被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合には、同条中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）のいずれか高い標準報酬月額）の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう」とする。

（健康保険の標準報酬月額（改定の特例））

第四十九条 健康保険者等（全国健康保険協会（第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。）が管掌する健康保険に於ては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険に於ては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十七条において同じ。）は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していた適用事業所（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七条において同じ。）の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者（次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特別被保険者」という。）、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七條において同じ。）の額が、その月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

(健康保険の入院時食費療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四十二条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第三条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(以下この章において「特例対象期間」という。)に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特別被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。))を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の第二項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた食費療養費(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食費療養費をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食費療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食費療養費につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食費療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食費療養費に要した費用の額)とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十一条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養費(健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。以下この条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき同法第八十五条の第二項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養費につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養費に要した費用の額)とする。

(健康保険の保険外併用療養費の額の特例)

第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた評価療養費(健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項及び第五十四条において同じ。)又は選定療養費(同法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第五十四条において同じ。))これらの療養のうち食費療養費が含まれているものに限る。)につき同法第八十六条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食費療養費につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食費療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食費療養費に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の療養費の額の特例)

第五十三条 健保保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健保被保険者が受けた療養につき健康保険法第八十七条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食費療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食費療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、健保保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食費療養費の支給を受けるべき場合においては第五十条の費用の額の算定(同条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食費療養については、同法第八十五条第二項の額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十一

条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第八十五条の第二項の額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第八十六条第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食費療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食費療養又は生活療養については、同法第八十五条第二項又は第八十五条の第二項の額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができな

(健康保険の家族療養費の額の特例)

第五十四条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被扶養者(健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより健康保険法第一百十条第一項又は第一百十条第一項の規定による家族療養費の支給について同法第一百十条の第二項(同法第一百四十九条において準用する場合を含む。)の措置が採られるべきものの被扶養者をいう。以下この条から第五十六条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた療養(食費療養が含まれている療養に限る。)につき同法第一百十条第一項の規定により当該被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者(日雇特別被保険者(同条第七項を除く。))次項及び第五十八条において同じ。)に対して支給する家族療養費の額は、同法第一百十条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食費療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食費療養につき算定した費用の額の合算額とする。

(健康保険の家族療養費を支給する場合に準用する)

2 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)につき健康保険法第一百十条第一項の規定により当該被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては同法第八十六条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食費療養についての費用の額の算定に関しては第五十条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十一条の規定を、それぞれ準用する。

4 前条の規定は、健康保険法第一百十条第七項において準用する同法第八十七条の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合に準用する。

(健康保険の日雇特別被保険者に係る特例)

第五十五条 被災日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について健康保険法第一百四十九条において準用する同法第七十五条の第二項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条、次条及び第五十八条において同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る健康保険の保険給付については、同法第一百四十九条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る事項について準用する。

第五十条	入院時食費療養費の額の特例
第五十一条	入院時生活療養費の額の特例
第五十二条	保険外併用療養費の額の特例
第五十三条	療養費の額の特例
前条	家族療養費の額の特例

(健康保険の特別療養費の額の特例)
 第五十六条 健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(食事療養が含まれる療養に限る。)につき同法第六十四条第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

2 健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(生活療養が含まれる療養に限る。)につき同法第六十四条第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定については、第五十四条第三項の規定を準用する。

4 第五十三条の規定は、健康保険法第四十五条第六項において準用する同法第三十二条の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の保険料の特例)
 第五十七条 健保保険者等は、次の各号のいずれにも該当する適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき健康保険の保険料(健康保険法第六十一条第一項及び第六十二条の規定により健康保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと。

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により健康保険の保険料の額を免除された適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を健保保険者等に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定は、健康保険法附則第二条第三項に規定する調整保険料の額について準用する。

(健康保険における国庫補助の特例)
 第五十八条 東日本大震災に際し健康保険法第七十五条の二第一項第二号及び第五十条の二第一項(これらの規定を同法第四十九条において準用する場合を含む。)並びに第五十条から第五十六条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災健保被保険者又は被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に係る同法第五十三条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、一部負担金に相当する額を控除するものとする。この額並びに被災日雇特別被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る同法第五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は健康保険法第七十五条の二第一項第二号又は第五十条の二第一項これらの規定を同法第四十九条において準用する場合を含む。)の措置を採る健保保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災健保被保険者若しくは被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特別被保険者若しくは被災健保被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(船員保険の標準報酬月額額の改定の特例)
 第五十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第六十六条において「船舶所有者」という。)の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者(同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第二条第四項に規定する報酬をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。)の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 第一項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者又は被保険者であつた者(以下この条において「改定船保被保険者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金(船員保険法第六十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるもの限り、同条第一項中「標準報酬月額(被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した当時の標準報酬月額。以下同じ。）」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)と、をいう。以下同じ。）」とあるのは、「をいう」とする。

4 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に船員保険法第七十四条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合には、同項中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)の三十百分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。）」とする。

- 5 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において既に休業手当金（船員保険法第八十五条第一項に規定する休業手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病若しくは負傷に係る休業手当金の支給を受ける者について同条及び同法第八十六条の規定を適用する場合においては、同法第八十五条第二項第一号中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）」とする。
- 6 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七条第一項の規定による障害年金の支給を受ける者について同条及び同法第八十八条の規定を適用する場合には、同項及び同条第一項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額（最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 7 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七条第二項の規定による障害手当金の支給を受ける者について同法第九十条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 8 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第九十一条の規定による障害年金一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 9 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に疾病又は負傷を被った者がその後死亡した場合に船員保険法第九十二条の規定による障害年金差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 10 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第九十七条の規定による遺族年金の支給を受ける者について同条及び同法第九十八条の規定を適用する場合には、同法第九十七条及び第九十八条第一項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額（最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 11 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第一百一条の規定による遺族一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 12 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第一百二条の規定による遺族年金差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 13 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第五十五条第一項の規定による障害前払一時金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額（最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 14 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第五十五条第二項の規定による遺族前払一時金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額（最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をいう。）」とする。
- 第六十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、船員保険法の死亡に係る給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付を含む。）の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。
- （船員保険の入院時食事療養費の額の特例）
- 第六十一条 協会が、特別対象期間に被災船保被保険者（船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について船員保険法第五十七条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第六十四条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第五十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）につき同法第六十一条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対し支給する入院時食事療養費（同法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償（次条から第六十四条までにおいて、下船後の療養補償」という。）に相当する入院時食事療養費を除く。）の額は、同法第六十一条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時食事療養費算定額とする。

(船員保険の入院時生活療養費の額の特例)
 第六十二条 協会が、特例対象期間に被災船保被保険者が受けた生活療養費(船員保険法第五十三条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。次条から第六十五条までにおいて同じ。)につき同法第六十二条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する入院時生活療養費(下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費を除く。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時生活療養費算定額とする。

(船員保険の保険外併用療養費の額の特例)
 第六十三条 協会が、特例対象期間に被災船保被保険者が受けた評価療養費(船員保険法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。)又は選定療養費(同法第五十三条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。)(これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。)につき同法第六十三条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する保険外併用療養費(下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費を除く。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び同法第六十一条第二項に規定する入院時食事療養費算定額の合算額とする。

2 協会が、特例対象期間に被災船保被保険者が受けた評価療養費又は選定療養費(これらの療養のうち生活療養費が含まれているものに限る。)につき船員保険法第六十三条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する保険外併用療養費(下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費を除く。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び同法第六十二条第二項に規定する入院時生活療養費算定額の合算額とする。

(船員保険の療養費の額の特例)
 第六十四条 協会が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災船保被保険者が受けた療養につき船員保険法第六十四条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する療養費(下船後の療養補償に相当する療養費を除く。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては船員保険法第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第六十一条第二項の額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第六十二条第二項の額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第六十三条第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第六十一条第二項又は第六十二条第二項の額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。)

(船員保険の家族療養費の額の特例)
 第六十五条 協会が、特例対象期間に被災船保被扶養者(船員保険の被保険者又は被保険者であった者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより船員保険法第七十六条第一項の規定による家族療養費の支給について同法第七十七条第一項の措置が採られるべきものの被扶養者をいう。以下この条において同じ。)が受けた療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者(同法第八十二条第一項の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。次項において同じ。)に対して支給する家族療養費の額は、同法第七十六条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

2 協会が、特例対象期間に被災船保被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)につき船員保険法第七十六条第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(船員保険法第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては同法第五十八条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては同法第六十三条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第六十一条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第六十二条の規定を、それぞれ準用する。

4 前条の規定は、船員保険法第七十六条第六項において準用する同法第六十四条の規定により被災船保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

(船員保険の保険料の免除の特例)
 第六十六条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき船員保険の保険料(船員保険法第二百五条第一項(同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項及び第四項の規定により船員保険の被保険者及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。
 二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により船員保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成二十四年二月までの間に届け出なければならぬ。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)
 第六十七条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者(国民健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十四条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例)
 第六十八条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者(国民健康保険法第三十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条の二第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例)
 第六十九条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者(国民健康保険法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。)又は選定療養(同法第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第五十二条第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

2 当該船舶所有者の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により船員保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成二十四年二月までの間に届け出なければならぬ。

2 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）につき国民健康保険法第五十三條第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険の療養費の額の特例）

第七十條 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四條第一項若しくは第二項又は第五十四條第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四條第三項（同法第五十四條の第三五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五條第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七條の規定（第五十條に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第五十二條第二項の規定）を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十三條第二項第一号の規定（前項に規定する療養に生活療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定（第五十條に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第五十二條第二項又は第五十二條第二項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。）

（国民健康保険の特別療養費の額の特例）

第七十一條 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四條第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）

（国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四條の第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。）

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六條第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五條の第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）

（国民健康保険における国の負担等の特例）

第七十二條 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四條第一項第二号及び第六十七條から前条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては被災国保被保険者に係る同法第七十條第一項第一号に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、国民健康保険法第四十四條第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

（後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例）

第七十三條 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者（後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十九條第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八條までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第六十四條第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第七十五條から第七十七條までにおいて同じ。）につき同法第七十四條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例）

第七十四條 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七條までにおいて同じ。）につき同法第七十五條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例）

第七十五條 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。）又は選定療養（同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。）につき同法第七十六條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第七十四條第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）の合算額とする。

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第七十五條第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。

(後期高齢者医療の療養費の額の特例)
第七十六条 後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七條第一項若しくは第二項又は第八十二條第三項若しくは第四項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第七十七條第三項(同法第八十二條第五項において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保に関する法律第七十一條第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十三條の規定(第五十條に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第七十四條第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四條の規定(第五十條に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第七十五條第二項の規定)を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第七十六條第二項第一号の規定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定(第五十條)に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第七十四條第二項又は第七十五條第二項の規定)を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えない。

(後期高齢者医療の特別療養費の額の特例)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)(につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。)

一 当該療養(食事療養を除く。)(につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一條第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六條第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該食事療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十四條第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に食事療養に要した費用の額)

2

後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(生活療養が含まれている療養に限る。)(につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二條第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。)

一 当該療養(生活療養を除く。)(につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一條第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六條第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五條第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

(後期高齢者医療における国の負担等の特例)
第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九條第一項第二号及び第七十三條から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)(が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三條第一項に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同項に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)(に相当する額とする。)

2 前項の場合において、国は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十九條第一項第二号の措置を採る後期高齢者医療広域連合に対し、予算の範囲内において、当該被災後期高齢者医療被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例)

第八十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険法第三條第一項の適用事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五條第一項の適用事業をいう。以下この条において同じ。)(の事業主(労働者災害補償保険法第三十五條第一項第一号の規定により同法第三條第一項の適用事業の事業主とみなされた団体を除く。以下この条において同じ。)(から申請があった場合において、必要があるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下この条及び第八十四條において「徴収法」という。)(第十五條第一項及び第二項並びに第十九條第三項の規定にかかわらず、徴収法第十一條第一項に規定する一般保険料の額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に該当するに至った月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間(以下この項において「免除対象期間」という。)(に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)(に徴収法第十二條第一項に規定する一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法第十三條に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額及び徴収法第十四條の第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。)

一 当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(事業の期間が予定される労働保険の適用事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。

第十一章 環境省関係

(災害廃棄物の処理に関する補助)

第三百二十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となつた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第一号において同。)の処理を行うために要する費用について、同法第二十二條の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。

一 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の総額(以下この条において「処理費総額」という。)が、平成二十三年度における当該市町村の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の十に相当する額以下の場合、処理費総額の百分の五十に相当する額

二 処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十に相当する額を超える場合、イから八までに掲げる額の合計額

イ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十を超え、百分の二十以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の二十を超える部分の額の百分の九十に相当する額

(公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第四百十條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百十号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例)

第四百一十條 第十四條の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例)

第四百十二條 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する第二十七條から第三十條までの規定の例により、防衛省令で定める。

第十三章 雑則

(原子力発電所事故による災害への対処)

第四百十三條 国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため必要があると認めるときは、地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。)が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づき補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條 この法律の公布の日又は介護サービス等の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日をいづれか遅い日

二 附則第十五條 この法律の公布の日又は総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の公布の日をいづれか遅い日

(経過措置)

第一条 障害者自立支援法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者(同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。)は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(前日)までの間に限り、第八十七條及び第八十八條第一項の規定の適用については、同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

(小規模企業共済法の一部改正)

第三条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中、「第十五條第二項第七号」を、「第十五條第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに第十二号から第十四号まで」を、「第十二号、第十四号並びに第十五号」に改め、範囲「に掲げる業務」の下に、「(同項第七号に掲げる業務を除く。)」を、「同条第一項第五号ロ」の下に、「及びハ」を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中第六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百三十條第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十條第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十五條第四項中、「第二項第七号」を、「第二項第八号」に改め、同条第五項中、「及び第一項第十一号」を、「並びに第一項第十一号及び第十三号」に改める。

第十七條第一項第八号中、「第十五條第二項第七号」を、「第十五條第二項第八号」に改め、同条第二項中、「第十五條第一項第十三号及び第十四号」を、「第十五條第一項第十四号及び第十五号」に、同条第一項第十五号」を、「同条第一項第十六号」に改める。

第十八條第一項第一号中、「及び第十二号」を、「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を、「同項第十六号」に、「及び第六号」を、「第六号及び第七号」に改め、同項第二号中、「同項第十五号」を、「同項第十六号」に改め、同項第三号中、「第十五條第一項第十五号」を、「第十五條第一項第十六号」に改め、同項第四号中、「第十五條第一項第十三号」を、「第十五條第一項第十四号」に、「同項第十五号」を、「同項第十六号」に、「同条第二項第七号」を、「同条第二項第八号」に改め、同項第五号中、「第十五條第一項第十四号」を、「第十五條第一項第十五号」に、「同項第十五号」を、「同項第十六号」に改める。

第二十二條第一項中、「第十四号」を、「第十五号」に改める。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百三十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、第四十六条第一項及び第二項第二号、第四十八条第三項及び第四項、第八十六条第三項、第八十八条第三項、第九十条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第三項、第九十五条第三項、第九十六条第二号、第九十八条第二号、第三百三条第一項並びに第四百四条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める水道事業に類する事業）
第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。

（政令で定める医療機関及びその施設）
第二条 法第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医療機関	施設
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であつて厚生労働大臣の定めるもの（国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（第七号）の二第一項各号に掲げる者の開設する医療機関を除く。） 営利を目的としない法人が設置する精神科病院	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの 当該病院の有する施設のうち、精神障害の医療を行うために必要なもの

（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）

第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム

- 二 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員以外の加入員であつて当該基金の設立事業所の二以上に同時に使用されるものである場合における当該加入員に係る掛金 前号に規定する額に厚生年金基金令第二十五条第一項第二号に掲げる数を乗じて得た額
- 三 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員である場合における当該加入員に係る掛金（次号に掲げるものを除く）第一号に規定する額に同法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額
- 四 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員であつて当該基金の設立事業所の二以上に同時に使用されるものである場合における当該加入員に係る掛金 前号に規定する額に厚生年金基金令第二十五条第一項第二号に掲げる数を乗じて得た額
- 基金は、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所（当該基金の設立事業所以外のものに限る。）の事業主（厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員を使用するものに限る。）から申出があつたときは、厚生年金保険法第百四十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、保険料免除期間に納付すべき徴収金同条第一項の規定による徴収金をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。
 - 一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る徴収金 前項第一号に規定する額から同項第三号に規定する額を控除して得た額
 - 二 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される加入員である場合における当該加入員に係る徴収金 前号に規定する額に厚生年金基金令第三十六条に規定する徴収金の額を当該加入員に係る徴収金の額で除して得た数を乗じて得た額
- 4 前二項の規定により掛金又は徴収金の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、法第九十五条第二項の規定による届出をしたときは、その旨を基金に届け出なければならない。（老齢厚生年金の特例に係る給付）
 - 第十二条 法第九十六条第二号の政令で定める給付は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金とする。
 - 第十三条 法第九十八条第二号の政令で定める給付は、次のとおりとする。ただし、第二号から第五号までに掲げるものにあつては国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合の組合員であつた期間のみを有する者に支給されるものに限る。第六号又は第七号に掲げるものにあつては同法第十二条第六項に規定する私学教職員共済制度の加入者であつた期間のみを有する者に支給されるものとする。
 - 一 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金
 - 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の三の規定による退職共済年金
 - 三 国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金
 - 四 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条の規定による退職共済年金
 - 五 地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金
 - 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金
 - 七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

- 第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。
- 2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。
- 3 法第百三条第一項に規定する災害甲斐金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）以下「災害甲斐金法」という。第十條第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害甲斐金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）以下「災害甲斐金令」という。第十條の規定による違約金を包含するものとする。
- 4 法第百三条第一項の規定により読み替へて適用する災害甲斐金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害甲斐金法第十三条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、同項の支払期日から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができなくなることとなる見込みがない場合とする。
- 5 法第百三条第一項の規定により災害甲斐金法第十條第三項の規定を読み替へて適用する場合における災害甲斐金令第七條第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは、「十三年」と、「三年」とあるのは、「六年」と、「五年」とあるのは、「八年」とする。
- 6 法第百三条第二項の規定により災害甲斐金法第十一條第二項及び第十二條第二項の規定を読み替へて適用する場合における災害甲斐金令第十三條及び第十四條の規定の適用については、災害甲斐金令第十三條中「十一年」とあるのは、「十四年」と、災害甲斐金令第十四條中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「十一年」とあるのは、「十四年」とする。
- 7 災害甲斐金令第八條の規定は、法第百三条第一項に規定する者については、適用しない。（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の技術的読替え）
- 第十五条 法第百四條第三項の規定により厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百條の四第三項	
前項の規定による求めがあつた場合において必要があること認めるとき、又は機構	機構
第一項各号	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）以下「震災特別法」という。第百四條第一項各号
若しくは一部	又は一部
若しくは不適當	又は不適當
、前項	、震災特別法第百四條第三項において準用する前項
第一項各号	同条第一項各号
又は前項	又は同条第三項において準用する前項
するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき

第百条の四第七項	前各項	震災特別法第百四条第一項並びに同条第三項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号
第百条の四第六項	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
	第一項各号	同条第一項各号
		、震災特別法第百四条第三項において準用する第三項

附 則

この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）の施行に伴い、並びに同法第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに第四百四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令
（健康保険の標準報酬月額の設定に係る届出等）
第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第四十九条第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額の設定に係る届出については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「健保規則」という。）第二十六条の規定を準用する。

2 前項において準用する健保規則第二十六条の規定による届出を行う事業主は、提出すべき届書に東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者（東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る。）は、法第四十九条第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九条第一項の規定が適用される場合においては、健保規則第八十四条第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。
（健康保険の保険料の免除の申請等）
第二条 法第五十七条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを日本年金機構（以下「機構」という。）又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一 事業所の名称及び所在地
二 法第五十七条第一項第二号に該当するに至った年月

12 船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第四条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合において、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(船員保険法等の死亡に係る給付の申請の特例)

第七條 船保規則第二百二十九条の規定により行う遺族年金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九条第三項第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 船保規則第二百二十九条の規定により行う遺族一時金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九条第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(船員保険の保険料の免除の申請等)

第八條 法第六十六条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出することによって行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所

二 法第六十六条第一項第二号に該当するに至つた年月

2 法第六十六条第一項の規定による免除と同時に法第九十五条第一項の規定による免除を受けようとする場合においては、前項の申請書にその旨を付記するものとする。

第九條 法第六十六条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所

二 法第六十六条第一項第二号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の届書を提出する船舶所有者は、その使用する者が乗り組む船舶が法第九十五条第一項第二号に該当しなくなるに至つたときは、前項の届書にその旨を付記するものとする。

(通知)

第十條 機構は、法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による標準報酬月額額の改定又は法第六十六条第一項の規定による保険料の額の免除を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。

(代理人の選任に関する規定の準用)

第十一條 船保規則第二百二十二条の規定は、第六條、第八條及び第九條の規定により届出又は申請を行う船舶所有者について準用する。

(特別保険料の徴収期間の特例)

第十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の二部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第一項の規定する当該事業主のうち、法第八十一条第一項の規定により一般保険料の額を免除されたものについては、失業保険法及び労働者災害補償保険法の二部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)第八十一条第一項に規定する免除対象期間を除くものとする。

(第一種特別加入保険料の免除額)

第十三條 法第八十一条第一項の第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)以下、徴収則という。(第二十一条第一項に規定する第一種特別加入者の労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)以下、労災則という。)(第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収則別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げる。)(法第八十一条

第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下、「徴収法」という。)(第十三条に規定する第一種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(第二種特別加入保険料の免除額)

第十四條 法第八十一条第三項の第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、徴収則第二十三条の二に規定する第三種特別加入者の労災則第四十六条の二十五の三において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収則別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げる。)(法第八十一条第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)(徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(第二種特別加入保険料の免除額)

第十五條 法第八十一条第二項の厚生労働省令で定める額は、同項各号のいずれにも該当する第二種特別加入者(徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者をいう。)(の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収則別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げる。)(当該第二種特別加入者について法第八十一条第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)(徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。)

(労働保険の保険料等の免除の申請等)

第十六條 法第八十一条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管

轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官(以下、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。)(に提出することによって行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 法第八十一条第一項第二号に該当するに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一条第二項の規定による申請について準用する。この場合において、前項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、法第八十一条第二項第一号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第八十四条の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、法第八十四条第二号」と読み替えるものとする。

第十七條 法第八十一条第三項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 法第八十一条第一項第二号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、法第八十一条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(通知)

第十八條 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第八十一条第一項の規定による同項第二号に規定する労働保険料の額の免除を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、法第八十一条第二項の規定による第二種特別加入保険料の額の免除又は法第八十四条の規定による一般拠出金の額の免除について準用する。

3 第一項の規定は、法第八十一条第二項の規定による第二種特別加入保険料の額の免除又は法第八十四条の規定による一般拠出金の額の免除について準用する。

あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）」と、第十二条第二項第三号とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第三号」と、「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第四十四条 法第百四条第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二 法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項の規定による公示

2 法第百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。